

1 序

(1) デジタル・ディバイドの解消、デジタル・オポチュニティ社会（誰もが I T を利用できる社会）の実現の必要性

現在、I T（情報通信技術）による産業・社会構造の変革、いわゆる I T 革命が世界規模で急速に進んでおり、我が国においても、インターネットや携帯電話の爆発的普及など、我々の身近なところに I T が急速に浸透してきている。

I T は我々の暮らしや仕事を飛躍的に便利かつ効率的にするものであるが、それだけに、I T を利用できないことは、単に道具を使えないということにとどまらず、生活に必要な情報を得られない、あるいは就職できないなど、生存そのものに大きな影響を及ぼすことにつながるおそれもある。

時間や距離の制約を克服する I T は、高齢者・障害者の自立・社会参加を可能とする画期的な手段であり、むしろ、高齢者・障害者のためにこそ活用されるべきものである。

ところが、様々な要因により高齢者・障害者の I T 利用は進んでいないのが実態である。

したがって、I T 革命の推進に当たっては、年齢や障害などの要因によるデジタル・ディバイド（I T の利用機会及び活用能力の格差）を解消し、デジタル・オポチュニティ社会（高齢者・障害者を含め、誰もが I T を利用できる社会）を実現することが必要である¹。

(2) 高齢者・障害者が I T を活用できるようになるための課題

高齢者・障害者が I T を活用できるようになるためには、特に利用初期の段階において、高齢者・障害者の持つ、一般に情報リテラシーに乏しい、障害の種類・程度によって操作能力が多様であるため必要な支援の内容が異なる、などの事情に配慮した人的支援が必要である。

この高齢者・障害者の I T 利用を促進する人的支援の活動については、現在、全国の各地域で、シニアネット²やパソコンボランティア³などによる、ボランティアに基づく非営利活動が盛んになってきており、この非営利活動を担う

¹ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成 12 年法律第 144 号）第 8 条（利用の機会等の格差の是正）は、「高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差が、高度情報通信ネットワーク社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることにかんがみ、その是正が積極的に図られなければならない」旨を規定している。

² 7 ページ 2 (2) ② (ア) 参照。

³ 7 ページ 2 (2) ② (ア) 参照。

枠組みとして、特に、特定非営利活動法人（NPO法人）⁴の活動が、今後活発化することが期待されている⁵。

そこで、地域における福祉及びIT分野の新しい担い手として期待される、これらの非営利活動に関し、高齢者・障害者によるIT利用の促進に資するよう、その支援の在り方について、2000（平成12）年1月から5月に開催した「高齢者、障害者の情報通信利用に対する支援の在り方に関する研究会」⁶で抽出された課題を具体化するため、更なる検討が必要である。

また、高齢者・障害者がITを活用できるようになるためには、前述の人的支援とともに、高齢者・障害者の特性に応じたITの研究開発が進められることが必要である。

総務省では、これまでも同省の認可法人である通信・放送機構などを通じて、高齢者・障害者向けITの研究開発に取り組んできたところであるが、これまで、この研究開発の成果がなかなか実用化につながらず、結果として、高齢者・障害者の実利用に十分結びついていないのが実態である。

そこで、これら高齢者・障害者向けITの研究開発の成果の実用化を促進し、高齢者・障害者によるIT利用の促進に資するよう、実用化の現状及び推進方策について、1999（平成11）年12月から2000（平成12）年2月に開催した「情報バリアフリー懇談会」⁷で抽出された課題を具体化するため、更なる検討が必要である。

今般、以上の動向を踏まえ、高齢者・障害者のIT利用及びこれを促進する非営利活動並びに高齢者・障害者向けITの研究開発の成果の現状を調査するとともに、高齢者・障害者のIT利用を促進する非営利活動の支援の在り方及び高齢者・障害者向けITの研究開発の成果の実用化に関する課題と方策について検討を行った。

⁴ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された、特定非営利活動を行うことを主たる目的とする法人。

⁵ 平成13年10月から、特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たす「認定NPO法人」の活動を支援するため、個人からの寄附に対する寄付金控除の適用が認められるなど、税制面での支援が予定されている。

⁶ 郵政省及び厚生省（いずれも当時）の研究会として開催し、平成12年5月23日に報告書を取りまとめ。高齢者・障害者による情報通信の利用に対する人的支援に関する課題として、①拠点の確保、②多様な主体の連携、③各地域の活動の連帯及び④利用者と同じ立場の高齢者・障害者による支援（ピア・サポートの考え方）が示された（報告書の内容は、<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/tsusin/000523j501.html>を参照）。

⁷ 郵政大臣（当時）の懇談会として開催し、平成12年2月29日に報告書を取りまとめ。研究開発の在り方に関する課題・提言として、①更なる公的支援の必要性、②利用者の意見の反映、③実用化に向けた取組（他省庁の施策との連携など）が示された（報告書の内容は、<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/tsusin/000229j501.html>を参照）。